市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）第五十五条の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項」と、同令第十一条第二項中「法第十七条各号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条各号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条各号に掲げる業務」と、同令第十四条中「法第十七条第一号に掲げる業務」とあるのは「法第十七条第一号に掲げる業務及び中心市街地活性化法第五十四条第一号に掲げる業務」とする。

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第六条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一～八　（略） 九　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十二条第二項 十～十八　（略）	次の各号に掲げる法律の規定による検査の際に、農林水産省の職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。 一～八　（略） 九　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四十八条第一項 十～十八　（略）

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）	（略）
（削る。）	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）
（略）	（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）	（略）
（削る。）	卸売市場法
（略）	（略）

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）	（略）
（削る。）	第二十九条第一項
（略）	（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）	（略）
（削る。）	第二十八条及び第二十九条第一項
（略）	（略）